

【ドイツ】連邦議会による全国規模流行状況継続決定と各種コロナ対策 —第26次連邦選挙法改正、オンライン会議、医療施設設置、税務申告—

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

* 連邦議会は、2021年6月に「全国規模の流行状況」の継続を決定した。また、同年9月の連邦議会選挙に向けた連邦選挙法改正の他、様々なコロナ対策の継続や拡充が行われた。

1 連邦議会による全国規模の流行状況の継続決定

ドイツ国内では、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) のワクチン接種が進み、感染拡大が抑制されつつあるものの、新たな変異株 (デルタ株) がイギリスで急激に広がっている状況等に鑑み、連立与党会派 (CDU/CSU 及び SPD) は、2021年6月8日に、連邦によるコロナ対策の法的根拠となる「全国規模の流行状況」¹の継続を決定する動議²を提出した。この動議は、2021年6月11日に記名投票により可決された³。多くのコロナ対策措置が同月30日を期限としていたが、当該決定と連動する多くの措置が、7月以降も継続して有効となった⁴。

2 第26次連邦選挙法改正

連邦議会議員選挙における選挙区候補者名簿や州候補者名簿の提出に際し、連邦議会や州議会に5人以上の議席を有していない政党や無所属の立候補者は、その選挙区又は州の有権者の直筆署名が必要とされる⁵が、コロナ禍においては署名者の人数要件を満たすことが特に困難となる。このため、2021年6月9日に、第26次連邦選挙法改正法⁶が公布され、第20回連邦議会選挙 (2021年9月) については、必要な署名数を4分の1とする一時的な規定が置かれた。

3 各種コロナ対策

(1) 事業所委員会等におけるオンライン会議と在宅勤務における災害保険

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年7月7日である。

¹ 連邦議会による全国規模の流行状況の決定 (感染症予防法第5条) により、連邦保健省又は連邦政府は、定められた基準に基づき法規命令等を発出し、措置を行う権限を付与される。初回の決定は2020年3月25日になされ、次いで同年11月18日と2021年3月4日に延長が議決された。現在、連邦議会による全国規模の流行状況の決定は、3か月の時限措置と法定されており、新たに連邦議会がその継続を決定しない限り、期限をもって廃止される。

² Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 19/30398, 08.06.2021 <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/303/1930398.pdf>>

³ Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 19/234, 11.06.2021 <<https://dserver.bundestag.de/btp/19/19234.pdf#P.30328>> CDU/CSU、SPD と緑の党が一部党員を除き賛成、ドイツのための選択肢 (AfD)、自由民主党 (FDP)、左派党が反対。

⁴ 2021年6月に発出されたコロナ関連の法規命令としては、コロナウイルス接種規則 (BAnz AT 02.06.2021 V2)、コロナウイルス・サーベイランス規則第1次改正規則 (BAnz AT 10.06.2021 V1)、コロナウイルス入国規則第1次改正規則 (BAnz AT 10.06.2021 V2)、コロナウイルス検査規則 (BAnz AT 25.06.2021 V1)、コロナ労働安全衛生規則 (BAnz AT 28.06.2021 V1) がある。

⁵ 連邦選挙法第20条第2項及び第3項 (選挙区候補者名簿のための200人以上の署名) 並びに第27条第1項第2文 (州候補者名簿のための有権者人口1,000人当たり1人の署名、ただし最高2,000人)。州候補者名簿の提出ができるのは政党のみ。

⁶ Sechszwanzigstes Gesetz zur Änderung des Bundeswahlgesetzes vom 3. Juni 2021 (BGBl. I S. 1482). 全3か条。第1条で連邦選挙法改正 (第52a条「2021年連邦議会選挙の際の支持署名 (Unterstützungsunterschriften bei der Bundestagswahl 2021)」追加)、第2条でこれを廃止、第3条で施行日 (第1条は公布翌日 (2021年6月10日)、第2条は2022年1月1日) 規定。CDU/CSU、SPD、緑の党及びFDPが提出し、賛成により可決。AfD と左派党は反対。

民間企業従業員の代表機関「事業所委員会 (Betriebsrat)」は、事業所内秩序や労働時間の配分等に関して、同意権としての共同決定権を有し、委員は事業所内の民主的選挙手続により選ばれる。コロナ禍により、事業所委員会の意思決定のための会議が対面で開催できないため、2020年5月から、一時的にテレビ会議・電話会議による開催が認められていた⁷。この規定は、2021年7月1日廃止が規定されていたが、同年6月18日に公布された事業所委員会現代化法⁸により、新たに、対面式会議を優先しつつ、テレビ会議・電話会議 (オンライン会議) を可能とする要件を明記する恒久的な規定が加えられた⁹。また、同法により、コロナ禍で拡大した在宅勤務について災害保険の適用範囲が広げられ、在宅勤務中の室内移動や子の保育所への送り迎えの際の事故も、勤務中の事故として扱われる恒久的な規定が置かれた¹⁰。

事業所委員会同様、連邦公務員の代表機関「職員協議会 (Personalrat)」についても、2021年6月14日に公布された連邦職員代表法刷新法¹¹によって、一時的に導入されたオンライン会議¹²等、通信手段を用いる意思決定等に関する要件が、恒久的に明確化された¹³。

(2) 新型コロナ関連医療施設への建設法典の規制免除の拡充

2021年6月22日に公布された宅地流動化法¹⁴によって、緊急に医療施設を設置するための建設法典における一時的な例外規定¹⁵が拡充された。期限が2022年12月31日まで延長され、従前の感染者・感染疑い者の療養施設に加えて、予防接種や検査のための施設も対象となった。

(3) 税務申告期限延長—EU 租税回避防止指令 (ATAD) 実施法による公課法等改正—

2021年2月に施行された2019年の課税期間に関する税務申告と無利息猶予期間 (通常15か月) の6か月延長¹⁶に続き、2021年7月に、2020年の課税期間についても、税務申告と無利息猶予期間の3か月延長等が施行された¹⁷。

⁷ 事業所組織法 (Betriebsverfassungsgesetz (BGBI. I 2001 S. 2518)) に第129条追加。Gesetz zur Förderung der beruflichen Weiterbildung im Strukturwandel und zur Weiterentwicklung der Ausbildungsförderung vom 20. Mai 2020 (BGBI. I S. 1044); 泉真樹子「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法 (その2)」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, p.15. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512840_po_02840104.pdf?contentNo=1>

⁸ 事業所委員会現代化法 Gesetz zur Förderung der Betriebsratswahlen und der Betriebsratsarbeit in einer digitalen Arbeitswelt (Betriebsrätemodernisierungsgesetz) vom 14. Juni 2021 (BGBI. I S. 1762). 事業所委員会の包括的刷新を目的として事業所組織法等の改正を規定する。全6か条。

⁹ 事業所組織法第30条等。

¹⁰ 社会法典第7編 (災害保険) 第8条改正。

¹¹ Gesetz zur Novellierung des Bundespersonalvertretungsgesetzes vom 9. Juni 2021 (BGBI. I S. 1614). 全25か条。第1条で連邦職員代表法 (Bundespersonalvertretungsgesetz (BGBI. I 2021 S. 1614)) 制定、第3条で兵士参加法 (Soldatinnen- und Soldatenbeteiligungsgesetz vom 29. Augst 2016 (BGBI. I S. 2065)) 改正等。公布翌日 (2021年6月15日) 等施行。

¹² Zweites Gesetz zur Änderung des Bundespersonalvertretungsgesetzes und weiterer dienstrechtlicher Vorschriften aus Anlass der COVID-19-Pandemie 25. Mai 2020 (BGBI. I S. 1063); 泉前掲注(7), p.15.

¹³ 職員代表法第38条第3項、第45条第3項、第74条第5項。兵士参加法第36条第7項。

¹⁴ Gesetz zur Mobilisierung von Bauland (Baulandmobilisierungsgesetz) vom 14. Juni 2021 (BGBI. I S. 1802). 2018年の連立協定 (自治体が宅地流動化と手頃な価格の住宅確保を可能とするよう支援) に基づく。全4か条 (第1条: 建設法典の改正、第2条: 建築利用令の改正、等)。公布翌日 (2021年6月23日) 施行。

¹⁵ 建設法典第246条「COVID-19パンデミックの際の健康目的の施設に関する特別規制」当初は、2020年末まで。

¹⁶ Gesetz zur Verlängerung der Aussetzung der Insolvenzantragspflicht und des Anfechtungsschutzes für pandemiebedingte Stundungen sowie zur Verlängerung der Steuerklärungsfrist in beratenen Fällen und der zinsfreien Karenzzeit für den Veranlagungszeitraum 2019 vom 15. Februar 2021 (BGBI. I S. 237). 2021年2月18日公布。公課法施行法 (BGBI. I 1976 S. 3341; 1977 I S. 667) 等を改正。泉真樹子「【ドイツ】コロナパンデミック対策—倒産防止、税務申告の期限延長、現金給付拡充、医師支援、在宅勤務、入国規制、ウイルス解析—」『外国の立法』No.287-1, 2021.4, p.11. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11659060_po_02870104.pdf?contentNo=1>

¹⁷ 租税回避防止指令の実施に関する法律 (ATAD 実施法) Gesetz zur Umsetzung der Anti-Steuervermeidungsrichtlinie (ATAD-Umsetzungsgesetz) vom 25. Juni 2021 (BGBI. I S. 2035) 全7か条。2021年6月30日公布。一部を除き、翌7月1日施行。同法は、EUの租税回避防止指令 (Council Directive (EU) 2016/1164, OJ L193, 19.7.2016, pp.1-14. (Anti-Tax Avoidance Directive: ATAD)) が定める最低基準に満たない部分を適合させるための法律。